



## 杏林大学と石巻市との包括連携に関する協定書

杏林大学（以下「甲」という。）と石巻市（以下「乙」という。）は、第1条に掲げる目的を推進するために、包括連携協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の資源及び研究成果等の交流を促進し、活力ある地域社会の創造、人材育成及び相互の発展に資することを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる事項について連携協力を進めるものとする。

- (1) 交流人口・関係人口の創出に関する事。
- (2) まちづくり、地域の産業・文化に関する事。
- (3) 健康・福祉に関する事。
- (4) 教育、生涯学習に関する事。
- (5) 学術研究に関する事。
- (6) その他甲及び乙が相互に必要と認める分野に関する事。

### （確認事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結が、甲が乙以外の地方公共団体と連携し協力すること及び乙が甲以外の学校法人と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも異議の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携より知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も有効に存続するものとする。

### （その他）

第6条 本協定に定めのない事項が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

### （信義則）

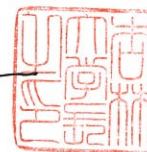
第7条 本協定に定める事項、その他について疑義が生じたときは、関係法令及び信義則に基づき、甲及び乙が誠意をもってこれを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年3月29日

（甲）東京都三鷹市新川6丁目20番2号  
杏林大学 学長

大瀧 純



（乙）宮城県石巻市鍛町14番1号  
石巻市長

齋藤 正美

